

議案第 2 号

茂原市公民館運営審議会委員の委嘱について

茂原市教育委員会は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 30 条第 1 項及び茂原市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年茂原市条例第 66 号）第 6 条の 2 第 2 項の規定に基づき、茂原市公民館運営審議会委員を次のとおり委嘱する。

令和元年 6 月 25 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

氏 名	選出区分（所属等）	備 考
栗秋 富美子	学識経験者	新任

任 期 令和元年 7 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

提案理由 委員の欠員により、新たに委員を委嘱するものです。